



広  
報

# 清須

## 「災害に備え 水防技術を磨く」

＜関連ページ 21ページ＞



### 《主な内容》

- 投票所入場券のお知らせ ..... 2
- 後期高齢者医療についてのお知らせ ..... 3
- プラスチック製容器包装分別収集にご協力ください  
事業系ごみの適正処分をお願いします ..... 7
- 華やぐ 尾張西枇杷島まつり ..... 8
- はるび美術館「リザとガスパール&ベネロベ展」..... 12

### 清須市の人口

総人口 66,082 人 (+ 17 人)  
 男 33,037 人 (- 8 人)  
 女 33,045 人 (+ 25 人)  
 世帯数 26,592 世帯 (+ 33 世帯)

※( )内は前月比 (平成25年6月1日現在)

2013  
**7**月  
No.096

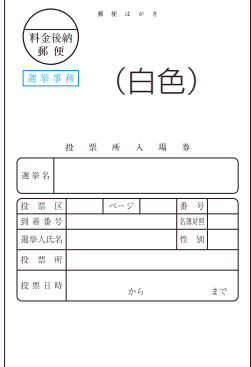
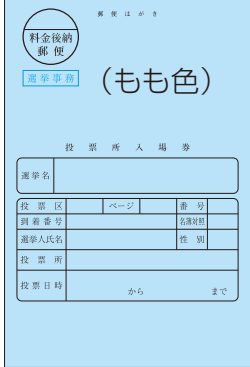
## 投票所入場券のお知らせ

■問合せ 清須市選挙管理委員会〔防災行政課(本庁舎)内〕

平成25年7月21日執行予定の第23回参議院議員通常選挙と清須市長選挙の投票所入場券は、期日前投票の期間が異なるため、それぞれの選挙で発送します。

参議院議員通常選挙は白色、清須市長選挙はもも色の入場券になりますので、投票所へお越しの際は、お間違えのないようお願いいたします。(下図参照)

なお、詳細については広報7月号に同封の「選挙特集号」をご覧ください。

| 参議院議員通常選挙   |  | 清須市長選挙   |  |
|---|--|--|--|
|  |  |  |  |

また、期日前投票は、次のとおり行う予定です。

- |     |                                |                                   |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------|
| と き | ○参議院議員通常選挙                     | ○清須市長選挙                           |
|     | 7月5日(金)～20日(土)<br>午前8時30分～午後8時 | 7月15日(月・祝)～20日(土)<br>午前8時30分～午後8時 |
| ところ | ともに 新川体育館 1階小会議室               |                                   |



## 七夕ライトダウン《ライトダウン2013》

でんきを消す夜  
地球を想う夜が  
ちょっとステキになりますように

ライトアップに慣れた住民の方一人ひとりに対して、日ごろいかに照明を使用しているかを実感していただき、日常生活の中で地球温暖化対策を実践する動機付けを与えることを目的としたイベント「CO<sub>2</sub>削減／ライトダウン2013キャンペーン」が、11年目を迎えた今年は、7月7日(日)まで実施されています。

特別実施日の7月7日(日)は「七夕ライトダウン(クールアース・デー)」として午後8時から10時までの2時間、全国のライトアップ施設や屋内照明等の一斉消灯を呼びかけますので、一般家庭や事業所でも少しの時間だけ明かりを消して、静かな夜空の下で環境について見つめ直してみたいかがでしょうか。

■問合せ 生活環境課(本庁舎)



## 後期高齢者医療についてのお知らせ

■問合せ 保険年金課(本庁舎)

### 窓口で支払う一部負担金は？

|                |    |
|----------------|----|
| ○現役並み所得のある方    | 3割 |
| ○一般の方・低所得Ⅰ・Ⅱの方 | 1割 |

#### ●後期高齢者医療被保険者証を忘れずに

医療機関にかかるときは、保険証を窓口に出します。保険証には、「1割」又は「3割」と自己負担の割合が記載されています。

### 自己負担割合について

#### 現役並み所得のある方(※1) 3割

後期高齢者医療を受ける方のうち、一人でも一定の所得(市民税の課税所得が145万円)以上の方が同一世帯にいる方

☆ただし、世帯の後期高齢者医療を受ける方の収入の合計額が、以下の基準額に満たない場合には、申請されますと負担割合が1割に変更されます。

①世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいる場合 : 520万円

②世帯に本人以外の後期高齢者医療の被保険者の方がいない場合 : 次のいずれかの額

ア 被保険者本人の収入額 : 383万円

イ 世帯の70~74歳の方(後期高齢者医療の被保険者の方を除く。)を含めた収入額 : 520万円

一般の方(※2) 1割 現役並み所得のある方、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方

低所得Ⅱの方(※3) 1割 同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰの方(※4) 1割 同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

### 医療費が高額になったときは？

| 負担割合 | 所得区分           |          | 自己負担限度額(月) |   |   |
|------|----------------|----------|------------|---|---|
|      |                |          | 外来のみ(個人ごと) | 入院(+外来)(世帯ごと)   | 入院したときの食事代                              |
| 3割   | 現役並み所得のある方(※1) |          | 44,400円    | 80,100円+医療費が267,000円を超えたときは、その超えた分の1%を加算(4回目以降は44,400円) | 1食260円                                  |
| 1割   | 一般(※2)         |          | 12,000円    | 44,400円   | 1食260円                                  |
|      | 住民税非課税世帯の方     | 低所得Ⅱ(※3) | 8,000円     | 24,600円   | 90日までの入院 1食210円 過去12か月で90日を超える入院 1食160円 |
|      |                | 低所得Ⅰ(※4) |            | 15,000円   | 1食100円                                  |

1か月の医療費が自己負担限度額を超えたときは、超えた分があとから支給されます。

※該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込みがあります。(数か月かかります。)

○住民税非課税世帯の方が、減額を受ける場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所で申請をして交付を受けてください。

○現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方で、8月1日以降も該当する場合は、7月末までに新たな「限度額適用・標準負担額減額認定証」を郵送します。

## 後期高齢者医療の 保険証(更新分)を郵送します

### ● 郵送の方法



現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は平成25年7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて**簡易書留郵便**でお送りします。

簡易書留郵便では、受け取るときに押印又は署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店へ再配達依頼をさせていただくか、直接受け取りに行ってください。

また、郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えますと、保険証は保険年金課(本庁者)に返還されます。その場合は、保険年金課の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証と印鑑を持ってお越しください。

### ● 郵送以外の受取方法

郵送ではなく、保険年金課での受け取りをご希望される方は、7月1日(月)～9日(火)の間に、電話などでご連絡ください。その後、7月19日(金)以降に**印鑑と写真付きの身分証明書**を持ってお越しください。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。旧保険証は、8月以降に裁断するなどし、個人情報への漏えいに十分注意して破棄していただくか、保険年金課へ返却してください。

### 平成25年度後期高齢者医療 保険料納入通知書を郵送します

後期高齢者医療加入者の方へ、7月中旬に保険料納入通知書を郵送します。

通知書の内容をご確認ください。

### 母子家庭等医療費受給者証更新 について

母子家庭等医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。

平成24年度分の受給者証をお持ちの方で、引き続き母子医療を受けられる方は、平成25年度分の受

給者証(有効期限平成25年8月1日～平成26年7月31日)を7月末日までに郵送でお送りしますのでご確認ください。



### 平成25年度国民健康保険税 納税通知書及び納付書について (本算定)

市では、毎年7月に国民健康保険税の本算定を行い、年税額を決定しております。国民健康保険の加入者があるご家庭に、本算定の納税通知書及び納付書を、納税義務者(住民票の世帯主)あてで送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険加入者でない場合でも、**擬制世帯主**(※)となり納税通知書及び納付書が送付されます。

※**擬制世帯主とは**・・・国民健康保険に加入がない世帯主のこと。国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者証や納税通知書は、住民票上の世帯主あてに交付・郵送されます。

また、本算定で決定した年税額

から4月の仮算定(第1期)で通知した額を差し引いた残りの額を、第2期～8期の7回に分けて納めていただくこととなります。

ただし、今年の4月以降に加入された方は、第1期の額がありませんので、年税額を7回の納期に分けて納めていただくこととなります。

詳しくは、7月中旬頃に送付いたします納税通知書に同封するお知らせをご覧ください。

### 高齢受給者証の更新について

現在お持ちの市国民健康保険高齢受給者証(70歳以上75歳未満の方)の有効期限は、平成25年7月31日までとなっております。8月1日から使用していただく新しい受給者証を7月下旬までに送付します。

新しい受給者証は紛失や破損などに留意され大切に使用ください。また、現在お持ちの受給者証については、8月1日以降にご自身で裁断するなどし、個人情報の漏えいに十分注意して破棄していただくか、保険年金課(本庁舎)へ返却してください。

### 問合せはすべて

保険年金課(本庁舎)へ

## 国民年金免除制度について



国民年金保険料の納付が困難な方に、保険料の免除制度を設けています。納付が困難な場合は、保険料免除制度をご利用ください。所得が少ない場合など、保険料を納めることが著しく困難と認められるときは、申請を行うことにより保険料納付が免除されます。この申請免除は、前年の所得等により全額免除と一部納付(4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付)に分けられます。

| 免除制度   | 免除の割合             | 納付保険料額(月額) |
|--------|-------------------|------------|
| 全額免除   | 月額保険料15,040円が全額免除 | 0円         |
| 4分の1納付 | 残りの4分の3が免除        | 3,760円     |
| 2分の1納付 | 残りの2分の1が免除        | 7,520円     |
| 4分の3納付 | 残りの4分の1が免除        | 11,280円    |

※免除期間にかかる保険料は、10年以内(通常は2年以内)であればさかのぼって納めることができ、老後の年金を満額に近づけることができます。

### ◆申請について

●期間  
平成25年度の年金免除期間は、平成25年7月から平成26年6月までです。(7月中に限っては、平成24年度も可能です。)

●申請に必要なもの  
年金手帳・印鑑(本人が署名する場合に不要です。)

※平成25年1月1日時点で他市町村に住民票をおかれていた住民の方は、前住所にて平成25年度(平成24年中)課税証明書を持参していただく必要があります。※前年に所得があり、失業した事を理由に申請される方は、添付書類として次のいずれかの写しが必要です。

- 雇用保険受給資格者証
- 離職票(いずれもハローワーク発行書類です。紛失の場合は、ハローワークで再発行してもらえます。)

### ◆申請窓口

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島支所、清洲支所又は春日支所

問合せ 保険年金課(本庁舎)

## 知られざる清須

### ~朝日遺跡への招待~

貝殻山貝塚資料館では、7月20日から企画展「遺跡発見!・新出土品展」を開催します。この展示会では、「弥生のトリとシカ」というミニ展示も行います。そこで、今月と来月は、弥生人と関わりの深い動物の話題をとりあげていくことにします。

### 第7話 鳥と弥生人

自由に空を舞う鳥に対して、古代の人々は特別な思いを抱いていたようです。鳥は、神の使いあるいは死者の靈魂を運ぶ象徴と考えられ、神聖視されてきました。稲作が始まった弥生時代には、鳥はイネの穀霊を運ぶ神の使いとして信仰の対象となっていたようです。銅鐸に描かれた鳥の絵、土器に描かれた鳥の姿をしたシャーマン(巫女や呪術者)などから、この時代の儀礼、祭祀の場において、鳥は重要な役割を担っていたことがうかがえます。

朝日遺跡では、鳥の形を模した木製品や土製品がいくつか見つかっています。いずれも鳥の信仰に関係するものと考えられています。

写真の鳥形土製品は、鳥に似せて作られた小さな容器です。尾から胴までが中空の体部として、首の部分が土器の口として表現されています。



「鳥形土製品」



## 石川勇氏が中部管区 行政評価局長感謝状を受賞



行政相談員として、長年にわたり行政相談や行政相談委員制度の発展に寄与した功績により、石川勇氏(春日富士塚 写真)が、中部管区行政評価局長感謝状を受賞されました。

**問合せ** 防災行政課(本庁舎)

## ごぞんじですか? 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその加害者を起訴してくれなかった(不起訴処分)。このようなときに訴えたい方は、検察審査会に審査申立ができません。

検察審査会では、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が加害者を起訴しなかったことによりあしを審査します。

**問合せ** 名古屋第一・第二検察審査会事務局

名古屋市中区三の丸一丁目7番5号 名古屋簡易裁判所別館庁舎内  
☎052・203・2423

## 宝くじの助成金で整備しました

財団法人自治総合センターの宝くじの普及広報事業により、コミュニティ備品の整備を行いました。(写真参照)  
今後、地域のコミュニティ活動に活用されます。



新川第3ブロック



西田中・弁天ブロック自治会

**問合せ** 防災行政課(本庁舎)

## 下水道事業受益者負担金の 納付書を発送します

7月上旬に下水道事業受益者負担金の決定通知書・納付書を発送します。

納付の対象となる方は、下水道を既に使うことができる方又は今年度中の供用を予定している区域に土地の権利をお持ちの方です。

対象の方には、4月に下水道事業受益者申告書をお送りしています。詳しい区域は広報4月号をご覧ください。

受益者負担金は、下水道の建設に役立てられます。納期限内の納付にご協力をお願いします。

| 平成25年度分納期 |               |
|-----------|---------------|
| 第1期       | 平成25年7月31日(水) |
| 第2期       | 平成25年9月30日(月) |
| 第3期       | 平成25年12月2日(月) |
| 第4期       | 平成26年1月31日(金) |

※一括(全12期分)又は年度(平成25年度分[4期分])納付した場合には、報奨金が交付されます。一括及び年度納付は、納付書などに記載された納期限を過ぎると報奨金を受けられませんのでご注意ください。  
※納期限後の納付については、法律などに定められた延滞金が課されます。

**問合せ** 上下水道課(西枇杷島庁舎)

## 災害用備蓄飲料水「名水」の販売

災害時における飲料水の備蓄用として、災害用備蓄飲料水「名水」を1箱(375ml缶24本入り)1500円で期間限定販売します。



窓口販売については、2000円の割引、高齢者のみの世帯など災害時に援護が必要となる世帯については、1000円の割引をします。ただし、割引の併用はできません。

配達は無料(配達名古屋市給水区域内に限ります)で、7月23日(火)から窓口販売・配達予約受付、8月1日(木)から配達販売をし、10月31日(木)まで承ります。

**問合せ**

名古屋市上下水道局中村営業所  
☎052・483・1411

## 寄付をいただきました

小島 正嗣 様 50万円

故小島祐松様のご遺志として、春日小学校の教育振興のために有効に活用させていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

## プラスチック製容器包装分別収集にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

市では、ごみの減量とリサイクルを一層推進するため、容器包装リサイクル法によるプラスチック製容器包装の新たな分別収集を実施しています。

プラスチック製容器包装の対象となるものには、基本的にはプラマークが表示されています。

容器包装とは 商品を入れたもの(容器)や包んだもの(包装)で、商品が消費されたり、分離されたりした場合に不要となるものです。

### 出し方と注意点

・  ← このマークのある品目が対象となります。

- ・ 汚れているものは、軽く洗うか古布などでふいてください。汚れがひどい場合は、可燃ごみでお出しください。
- ・ チューブなどは、中身を完全に使い切り出してください。
- ・ ペットボトル及びキャップは、資源となりますので資源の日に出してください。
- ・ 二重袋(レジ袋などに入れてから指定袋に入れること)にしないでください。

### 【具体例】

#### ■商品が入っていたもの(容器類等)

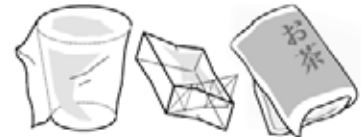
豆腐の容器/シャンプーのボトル/たまごパック/レジ袋/食品トレイ/プリンの容器/みかんのネット/カップめんの容器/マヨネーズの容器/納豆の容器/洗剤のボトル など



#### ■商品を包んでいるもの

カップめんやタバコなどの外装フィルム

- ・ 商品の保護や固定のために使われるもの。
- ・ 発泡スチロールの緩衝材/商品を包むシート状・ネット状のもの など



### プラスチック製容器包装に該当しないもの

### 【具体例】

家庭で使ったラップ/スプーン・フォーク/ストロー/すし等の中仕切り/CDケース/ハンガー/ポリバケツ/タッパー/クリーニングの袋/植木鉢/洗面器 など

これらは可燃ごみでお出しください。詳しくは、「資源とごみのガイドブック」でご確認ください。



## 事業系ごみの適正処分をお願いします

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

事業系ごみは、自らの責任において適正に処理をすることとなっています。

会社、工場、事務所や店舗(飲食店等)など営利を目的とするものだけでなく、官公署、学校などの公共施設も含めて、事業活動から出されるごみをいいます。

事業者の皆さんは、市の事業用一般廃棄物収集運搬許可業者と個々に契約をし、事業系ごみ袋(許可業者から取得してください)でごみを出してください。

市の事業用一般廃棄物収集運搬許可業者は次のとおりです。

| 事業社名       | 連絡先          |
|------------|--------------|
| (株)海部清掃    | 052-441-5353 |
| (株)オールサービス | 052-441-0585 |
| (有)ケーアイ    | 0568-24-0279 |
| 東海装備(株)    | 052-432-5130 |
| 丸真(株)      | 0587-23-5181 |
| (株)宮崎      | 052-409-2285 |

| 事業社名            | 連絡先          |
|-----------------|--------------|
| オオブユニティ(株)西部営業所 | 052-501-4811 |
| (有)岡田商店         | 052-433-0386 |
| (株)三清社          | 052-584-7272 |
| 永井産業(株)         | 052-400-8211 |
| 丸二衛生(有)         | 0567-96-4402 |
| 宮澤紙業(株)         | 052-441-5308 |

(五十音順)





6月1日(土)・2日(日) 清須市伝統のまつり

# 華やぐ尾張西枇杷島まつり







## 青少年の健全育成に努めよう -非行の芽 はやめにつもう みな我が子-

もうすぐ夏休みです。休みの開放感などから生活が乱れたり、有害な環境に接する機会が増えたりと子どもの非行の芽が育ちやすい時期です。

愛知県では7月1日から8月31日までを「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏季)」強調期間と定め、青少年の健全な育成を図るための運動を展開します。

### ●市青少年健全育成大会 <地域人権啓発活動活性化事業>

#### ｜講師紹介｜ 弁護士 菊地 幸夫 氏 (写真)

1981年中央大学法学部法律学科卒業後、1984年司法試験第2次試験に合格する。

1985年から2年間の司法修習生後、1987年4月に弁護士登録をする。

2004年1月から3年間最高裁判所司法研修所賢司弁護教官を務める。

現在は社会福祉法人練馬区社会福祉事業団の理事を務め、また、日本テレビ「行列のできる法律相談所」や「爽快情報バラエティスッキリ!!」にレギュラー出演。弁護士業務の傍ら体カづくりにも勤しみ、各地のトライアスロン大会に出場。地元小学生のバレーボールチームの監督でもあります。



- 意見発表 学校とPTA活動とのつながりとひろがりをめざして 春日小学校PTA会長 河口 直彦 氏
- 講演 未来を担う子どもたちの為に ～人権教育のあり方～ 講師 弁護士 菊地 幸夫 氏
- 決議 家庭教育推進連絡協議会副会長

｜とき｜ 7月11日(木) 午後1時から(講演は午後1時45分頃から)

｜ところ｜ 清洲市民センター ホール

｜問合せ｜ 生涯学習課(清洲市民センター) 電話052-409-6471



## 市納涼盆踊り



清須の夏の風物詩となった「清須市納涼盆踊り」が今年も開催されます。迫力の和太鼓演奏、商工会青年部の協力による人気の模擬店も出店します。昔懐かしい夜祭の雰囲気の中、夕涼みにいかがですか？市のイメージキャラクターのきよ丸・うるると清須音頭を踊りましょう。ぜひご来場ください。

とき 8月3日(土)・4日(日) とともに午後6時15分から

ところ 清洲城広場

主な催し

8月3日(土)・4日(日)

- ・清洲城武将隊「桜華組」
- ・呼込太鼓
- ・盆踊り

※お子さんにアイスクャンディーのサービスがあります!(先着300名 3日・4日とも)



主催 市文化協会(生涯学習課〔清洲市民センター〕内) 電話052-409-6471

※開催の有無は当日正午に決定します。中止決定等の問合せは、市文化協会までお願いします。



## 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館からのお知らせ

### ●平成25年度埋蔵文化財展「遺跡発見!・新出土品展」

愛知県教育委員会が平成24年度に実施した発掘調査の速報展を開催します。豊田市や稲沢市で発見された最新の考古資料を展示。また、朝日遺跡をはじめ、動物を表現した弥生時代の土器絵画や土製品を紹介するミニ展示「弥生のトリとシカ」を開催します。

**と き** 7月20日(土)～9月1日(日) 午前9時30分～午後4時  
**と ころ** 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館  
**休 館 日** 月・火曜日 ※期間中は、通常休館日の日曜日も開館します。  
**観 覧 料** 無料

### ●弥生体験講座「鳥の形の土器をつくる」

重要文化財の鳥形土製品をモデルに、オープン陶土で鳥の形の土器をつくります。

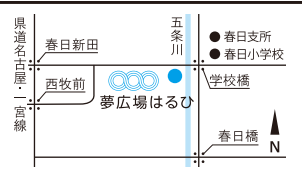
**と き** 7月27日(土) 午前10時～11時30分、午後2時～3時30分の計2回  
**と ころ** 愛知県清洲貝殻山貝塚資料館  
**対 象** 小学4年生以上(小学生は保護者の付き添いが必要です。)  
**定 員** 午前・午後 各10名  
**参 加 費** 無料  
**申 込 期 間** 7月3日(水)から(定員になり次第終了します。)  
**申 込 方 法** 資料館の受付窓口へ直接、又は電話にてお申込みください。  
電話052-409-1467  
※申込時に①参加者氏名、②性別、③学年(年齢)、④保護者氏名(小学生のみ)、⑤住所、⑥電話番号をお伝えください。

■問合せ 愛知県教育委員会 生涯学習課文化財保護室 電話052-954-6782

## 「愛知県史を語る会」参加者募集のお知らせ【入場無料】

**と き** 8月24日(土) 午後1時～4時30分(開場 午後0時30分)  
**と ころ** 愛知県図書館 5階大会議室  
**講演内容** 「『こころの原点』にふれる 一愛知の仏像・円空仏・仮面類：県史調査の成果から」  
**講 師** 伊東 史朗〔いとう しろう〕氏(京都国立博物館名誉館員)  
小島 梯次〔こじま ていじ〕氏(円空学会常任理事)  
田邊 三郎助〔たなべ さぶろうすけ〕氏(町田市立博物館館長)  
**定 員** 200名(要申込・先着順)  
**申込・問合せ** 愛知県総務部法務文書課県史編さん室  
電話052-972-9173 (電話にて受付中)  
※注意事項 駐車場は有料です。台数に限りがありますので、公共交通機関での来館にご協力をお願いします。

# るひ



【清須市はるひ美術館】  
 所在地：〒452-0961 清須市春日夢の森1番地  
 電話：052-401-3881  
 開館時間：午前10時～午後7時（入館は午後6時30分まで）  
 休館日：7/1(月)～5(金)・8(月)・16(火)・22(月)・29(月)

## 清須市はるひ美術館7月の行事予定

# リサとガスパール&ペネロペ展

ゲオルグ・ハレンスレーベンとアン・グットマンの世界

7月6日(土)～9月29日(日)

観覧料 一般：800円  
 高校・大学生：700円 ⇒500円  
 中学生以下無料

清須市民限定  
**市民割！  
 500円**

広報清須7月号の折込チラシを美術館受付までお持ちください。  
 市民割価格でチケットをお求めいただけます。



「リサとガスパールパーティのいちばん」 Hadete Live © 2003 Anne Gurnan and Georg Hallensleben

フランス生まれの絵本「リサとガスパール」と「ペネロペ」は、子どものちょっとしたしぐさや愛らしい失敗をユーモアたっぷりに、色鮮やかに描いています。  
 本展では「リサとガスパール」と「ペネロペ」の原画約100点を、スケッチなどとともに紹介します！



「ペネロペのふしぎな冒険」 © 2005 Anne Gurnan and Georg Hallensleben

### たのしいイベントもたくさん！

★ **みんなあつまれ！！**  
**リサとガスパールが美術館にやってくる**  
 ところ：オープン展示スペース  
 定員：100名(30分前から整理券配布)  
 参加費：無料(ただし本展観覧券が必要)

○ **リサとガスパール撮影会**  
**いっしょに写真をとろう！**  
 ところ：オープン展示スペース  
 定員：各回20組(30分前から整理券配布)  
 参加費：無料(ただし本展観覧券が必要)  
 カメラ持参

※いずれも30分程度

|         | 11:00～ | 13:30～ | 15:00～ |
|---------|--------|--------|--------|
| 7/6(土)  | ○      | ○      | ○      |
| 7/15(祝) | ★      | ○      | ○      |
| 8/3(土)  | ★      | ○      | ○      |
| 8/11(日) | ○      | ○      | ○      |
| 8/25(日) | ○      | ○      | ○      |
| 9/8(日)  | ★      | ○      | ○      |
| 9/21(土) | ○      | ○      | ○      |

★リサとガスパールが美術館にやってくる  
 ○リサとガスパール撮影会

**ワークショップ**  
**「3コマ絵本を作ろう」**  
 短い文章からイメージをふくらませて絵本に仕上げます。  
**とき**：①8月4日(日)  
 ②8月10日(土)  
 各回午前10時30分～正午  
**ところ**：オープン展示スペース  
**定員**：各回15名  
**対象**：小学3年生以上  
**材料費**：無料(本展観覧券が必要)  
**申込**：往復はがきに参加希望者全員の住所、氏名、年齢、電話番号、希望日①②を書いて①は7/21(日)、②は7/27(土)必着で申込

### 館長アートトーク

【今月のテーマ】 **ピカソの人生とゲルニカ**  
**とき**：7月27日(土) 午後4時～5時  
**ところ**：清須市立図書館 研修室  
**参加費**：無料(前日までに要予約)  
**申込**：電話 052-401-3881 FAX 052-408-2791

気軽にご参加  
 ください！

### 清須アートサポーター

美術館の周りの風景に、季節の変化を感じることができるのも楽しみの一つです。好きなことを通して美術館とつながりができ、嬉しく思っています。「私たちの美術館」と自慢できるように活動していきます。(T.T.)

ひとこと  
 コーナー





# 夢広場は

【清須市立図書館】

所在地：〒452-0961 清須市春日夢の森1番地  
 電話：052-400-1044  
 開館時間：午前10時～午後7時  
 休館日：7/1(月)・8(月)・16(火)・※21(日)・22(月)・29(月)・31(水)  
 ※選挙の投票日(7/21(日)予定)は、投票所となるため臨時休館いたします。

## 清須市立図書館7月の行事予定

2階 一般企画

### 夏のスポーツ

本格的な夏が始まります！  
 そこで今回はサマースポーツを  
 特集！野球・水泳・サーフィン  
 など、夏に盛り上がるスポーツ  
 はたくさんあります。スポーツ  
 教本から選手のグッズまで、  
 幅広くご紹介します。

先月に引き続き

「リサとガスパール」「ベネロペ」  
 の本も展示しています。

1階 児童企画

### 夏の宿題お助け隊

夏休みは長いですが、宿題も  
 いっぱいです。こんなときこそ  
 図書館を利用し、早々に片付け  
 て楽しい夏休みにしましょう。  
 今年も読書感想文や自由研究に  
 合わせた本をご紹介しますので、  
 ぜひご利用ください。

清須市立図書館は  
 7月7日で1周年  
 を迎えます

### 1周年記念企画

開館一周年記念講演会

織田信長～等身大の信長とは～

と き：7月6日(土) 午後1時30分～3時

と ころ：2階研修室 定 員：70名

内 容：清須城を居城にしていたことでも  
 知られる織田信長。果たして本当は  
 どのような人物だったのでしょうか。

講 師：成蹊大学名誉教授 池上裕子氏

申 込：電話もしくは1階カウンターにて受付中  
 電話052-400-1044 (先着順)

### 人形劇「おりひめとひこぼし」

と き：7月7日(日) 午前11時～

と ころ：プレイルーム

図書館  
 スタッフの  
 手作り

### 清須市立図書館 リサイクル会

と き：7月13日(土)

午前10時～

なくなり次第終了

と ころ：2階研修室

内 容：図書館で不要になった  
 図書や雑誌の無料配布

※混雑が予想される場合は、入室を  
 制限する場合があります。

### ことでん写真展

と き：7月28日(日)まで

と ころ：1階ギャラリー

内 容：写真家GABOMI氏の作品展

### RAILROADS

-せんろはつづくよどこまでも-

ことでん写真展開催に伴い、鉄道に  
 関する特別企画展示を行います。

2階  
 信長コーナー

### 本能寺の変

歴史資料  
 展示室

### 企画展 戦争中の暮らし

-銃後の清須の女性と子どもたち-  
 ※図書館の開館日・開館時間に準じます。

先月に  
 引き続き  
 開催中!

## El rincón de Eli

エル リンコン デ エリ

### 『スペイン人の休みは長い!?』

Muy buenas!

(こんにちわ!) 今回はスペインの休みについて話したいと思います。

日本に来て「スペイン人の休みは長いですね」とよく言われます。毎年62か国の有給休暇日数を調査している会社「Mercer」の結果によると、有給休暇を含めたスペインの平均休日は36日、日本は35日です。日数はそんなに変わりません。多分一番異なることは、スペインでは全ての休暇を一度にとる人が多いことだと思います。

スペイン人は、以前はよくバカンスや海外旅行へ行きました。ヨーロッパはつながっていますし、EUの国に入学するためにパスポートもビザもいらないうえ、自分の車で外国へ簡単にいけます。それに、15年ぐらい前から格安航空券も増えて、1万円未満の往復チケットでスペインから他のヨーロッパの国へ行くことができます。

残念ながら、2008年のリーマンショックなどによる景気後退のせいで、バカンスや海外旅行に行く人がどんどん減りました。しかし、スペイン人は、休みの時にどこかへ行かないと休みではないという考えがまだ根強く、日常生活から少し離れて気分転換してから仕事にもどれるように近くて安いところでもいいし、連休となった週末の数日でもいいので出かけられるように頑張っている人はまだいます。

私にも休みがあればやはり旅行! という感覚があるため、休みが取れるとお出かけをします。やはりスペイン人なんですよね。

### 国際交流員

### エリのコーナー ④



「休み中の看板」